

# はせ通信

http://www.hasenet.org

平和安全法制  
特集号

発行所 はせ浩連合後援会 はせ浩とあゆむ会  
自民党石川県第一選挙区支部  
事務所 金沢市鞍月5-181 AUBEビル5階  
TEL 076-239-1919/FAX 076-239-1920

vol.61

## 馳が答える 平和安全法制

### 安保法制の背景

日本の安保政策は、対応できない事態が起こるたびに、後追的に法整備を行ってきた。

- ①1991年の湾岸戦争。日本は1人1万円程度の計約130億ドルを財政支援。しかし国際社会から「汗を流さない国」などの批判を受けた。この反省のもとに**国連平和維持活動(PKO)協力法**(1992年)を整備。
- ②1993年の朝鮮半島危機。北朝鮮が核兵器開発の意思を示した。この危機に、日本周辺で有事が発生しても、日本は何もできないことが判明。そこで**周辺事態法**(1999年)を整備(米軍への輸送や補給などの後方支援が可能に)。遅れて、**船舶検査法**(2000年)を、**武力攻撃事態法**など有事3法(2003年、日本への武力攻撃を想定しての有事の基本法)を整備。
- ③2001年9月11日の米同時テロ。米国などによる対テロ戦争が展開された。日本は、その都度特別措置法を制定。**テロ対策特別措置法**(2001年、インド洋での多国籍軍への給油活動)、**イラク復興支援特別措置法**(2003年)を整備。

### 安全保障環境のさらなる悪化

東日本大震災以降、自然災害を含めて有事に「想定外」はありえない。あらゆる事態に対処して、国民の生命・財産を守るのが国家の第一義。しかし、これまでの場当たり的、後追いの法整備ではそれは究束ない。ましてや、ここにきて日本を取り巻く安全保障環境はさらに悪化しています。

- ①**中距離弾道ミサイル「ノドン」を保有する北朝鮮**は、2005年に核保有を公式表明。06年から14年に3回の核実験を挙げる。ミサイルに搭載可能な核弾道の小型化に成功した可能性は排除できない状況にある。
- ②**毎年2ケタの軍事費を増やす中国**。冷戦期にはゼロだった新型フリゲート艦を46隻に。また10年9月の中国漁船衝突事件以降、尖閣諸島の日本領海・接続水域に頻りに公船を侵入させている。また中国軍機への自衛隊のスクランブルの回数も12年に306回となり、10年前の03年の2回と比較にならない多さに。さらには、南シナ海での南沙諸島の岩礁埋立は周辺国との一触即発の状態を起こしている。
- ③**一方、「世界の警察官」であった米国**は、国防費を削減する傾向にあり、13年9月にオバマ大統領が「世界の警察官ではない」と戦後大統領として初めて宣言しており、日本の安全保障の根幹である日米同盟による(戦争)抑止力に大きな影を落としたのです。

### 抑止力を高める戦争防止法案

このような環境を踏まえて、今回、色々な法律を点検して、憲法9条や専守防衛を堅持しつつ、あらゆる事態に対応できるように、まさに「スキのない構え」を築き上げ、日本への武力攻撃を事前にあきらめさせる「抑止力」を高めて、まさに戦争が起きないようにするための**戦争防止法**として、平和安全法制を国会・国民に提示したのです。

砂川事件最高裁判決のときに田中最高裁長官が「今日はもはや厳密な意味での自衛の観念は存在せず、自衛すなわち他衛、他衛すなわち自衛という関係があるのみ」と補足意見を1959年当時ですら述べています。このように現在は一層リアリティをもって「どの国も一国では、平和や安定を守ることができないのが国際的常識」(岸田外相答弁)であることを深く理解しなければならないでしょう。

さらにまた、このような考えをより一歩進めて、より一層の国際貢献を果たして国際平和の安全に寄与するために、PKO法改正と新法(国際平和支援法)を提案しております(積極的平和主義)。それでは、次ページ以降、今回の法整備案の概要を説明させていただきます。

安倍政権が最重要課題と位置付ける安全保障体制について、世論調査によると、8割の国民が政府の説明不足を指摘しています。また、扇動的に「戦争法案」と批判する勢力もあります。そこで今回、「はせ通信特集号」を発行する次第です。



ちょっと難しい  
上級・専門編

「立憲主義に反する」の  
批判に答える!!

昨今難しい言葉が新聞紙上に掲載されています。それが「立憲主義」。「立憲主義」とは、簡単に言えば、憲法を立てて政治を行うつまり国家権力を憲法で縛ることを指します。憲法の条文を解釈する上で最も大事にされる原理原則です。今回安倍内閣は憲法9条の解釈を変更しましたが、この行為が立憲主義に反する行為だと批判されています。では、果たしてそうでしょうか。

◆この問題において、明らかに立憲主義に反すると言える場合は、3つあります。

①まずは、内閣に有権的に憲法解釈権がない場合であります。

しかし、憲法は、裁判所はもちろん、内閣そして国会にも憲法解釈権を与えているのです。そして最終的な憲法解釈権を最高裁判所に認めているのです。さらに憲法は、国内外の情勢の変化によって、従来の憲法解釈を変更させる解釈権までも内閣に認めているのです。安倍内閣は憲法から与えられた有権解釈権を行使しただけなのです。

②次に、憲法解釈の幅を逸脱して内閣が憲法解釈をした場合です。

そもそも憲法の各条文に解釈の幅があるが、今回は憲法9条の解釈の限界を超えて解釈変更した、つまり「**解釈改憲**」だという主張です。この場合は立憲主義にも反しますが、同時に9条にも反します。確かに、集団的自衛権は憲法9条の解釈の枠外にあるとの見解は憲法学界の多数説です(ちなみに自衛隊そのものを違憲とする考えが多い)。しかし、枠内との少数説も有力に存在します。しかも、安倍内閣は、**フルスペック(全面容認)**の集団的自衛権の行使を認めたわけではありません。**個別的自衛権に匹敵する又は接着するような、その延長線上にあるとも評価できる限定的な**集団的自衛権の行使、しかも、必要最小限度の行使しか認めていません。この限定的集団自衛権の必要最小限度の行使しか容認しない今回の法案が、果たして「**解釈改憲**」と言われてしまうのでしょうか。思うに、

- ①我が国を取り巻く国際情勢の変化を承認するのであれば、これに備えて、今そこにある危機として、国民の生命・財産を守るために法整備をすること自体は、国民の生命等の人権保障を究極の目的とする憲法の原理原則に合う(それこそ立憲主義的に対応する)ものであります。
- ②そして、日本と密接な関係のある国への攻撃があり、かつ、これにより、我が国の存立自体が脅かされ、国民の生命等の人権が根底から覆される事態、しかもその危険が明白なまでに切迫している事態に限って、武力行使を認めているだけです。ここまで配慮した内容を、憲法9条の解釈の枠外にあるとは到底思えません。国際情勢の変化により、国民の生命の危険が明白に生じているのであれば、憲法9条も、国民の生命の安全のために、そしてその限度で、解釈の幅を持たせて解釈変更することを認めているのではないのでしょうか。なぜなら、**憲法9条も憲法の根源的価値である国民の生命・安全の確保に責任をもたなければならないから**です。

③最後に歴代内閣は自ら長年、我が国は集団的自衛権を持つがその行使は禁止されていると憲法9条の解釈をしてきた。今回この解釈を一内閣の判断で変更するのは、まさしく法的安定性を損なうものであり、立憲主義に反すると。そうであるなら、憲法改正をするべきだとの批判もあります。

この問題を解決する上で大変示唆に富む発言をされているのが、憲法学の泰斗で元最高裁判事の故・伊藤正巳東大名誉教授です。そもそも、憲法も含めてすべての**法の解釈は、法的安定性と具体的妥当性の調和・バランス**が求められます。この点を踏まえつつ、伊藤元教授は憲法解釈の特殊性を強調。すなわち憲法解釈は、「社会的要請を的確に分析把握し、憲法の包括的、一般的な規定が社会の要求に適合するように運用されることを可能にする解釈態度が必要である」と。つまり、法的安定性よりも、社会の要請に応え社会的正義の実現を求める具体的妥当性に重きをおいておられます。また、憲法解釈の弾力性も要求され「憲法政治の円滑な運営をはかるために、余りに硬直化した解釈は、憲法を殺し、憲法の基本原理を実現することを妨げる」とも。さらには、「一度定着した解釈を固守し、その解釈の変更を著しく困難にする態度は、憲法の解釈の場合とるべきではない」と憲法解釈の流動性も求めています。憲法改正との関連においても憲法と社会の要請との間の「空隙を埋める正式の方法は憲法改正であり、場合によっては、この正式な方法によって憲法を改めていかなければならないこともありうる。しかし、**憲法改正は、硬性憲法にあっては手続的な困難があるし、政治的紛争を生ずる可能性もあって、事実上避けられることも少なくない。**したがって、憲法を弾力的・流動的に解釈運用することによって、この空隙を埋めるのが適当であることがきわめて多い。」と述べ、「**流動する解釈運用によってそれを生きた憲法として動かさしめる努力が必要である**と」と締めくくっています(伊藤正巳「憲法(第3版)」弘文堂86頁以下より)

どうでしょうか。今回の法整備にあたって、憲法改正ではなく、憲法解釈の変更で対処した安倍内閣の対応は、フルスペック(全面容認)の集団的自衛権を避けて**法的安定性を堅持しつつ**、国際情勢の変化に対応して9条の解釈変更をするという、まさに伊藤元教授の見解に沿う、まさしく立憲主義に合致したものであったものと思うのです。

